

業務管理体制整備の届出先等について【介護サービス】

群馬県において、介護サービスにおける業務管理体制整備の届出先等については以下のとおりです。

(1) 業務管理体制の届出が義務づけられる事業者等の種類

【介護保険法に基づくもの】

- ・全ての介護サービス事業者

(2) 届出書の届出先

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② <u>指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者</u>	<u>主たる事務所の所在地の都道府県知事</u>
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ <u>上記①～⑤以外の事業者</u>	<u>都道府県知事</u>

※詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/service/index.html)